

所沢市都市農業振興基本計画



令和3(2021)年 3月
所沢市

ごあいさつ



今、都市のありようは大きく変化しています。お年寄りが増え、人口は減り、まちが縮んでくる。そうした時代に生きる人の幸せを考えたとき、人口拡大時代の発想ではなく、それに合った法律、それに合った発想が必要になります。

都市農業振興基本法ができ、都市の農地が宅地化すべきものから都市にあるべきものへと位置づけが変わりました。

道路や河川の法律も改正し、これからの時代を見据えたパラダイムの転換でありました。

都市の農地は、人の心を充足させる緑の景観を私たちにもたらししてくれる貴重な空間となります。農産物の生産はもちろん、体験農場として市民の憩いの場となったり、ヒートアイランド現象の緩和であったり、様々な恩恵を与えてくれるのです。

やっぱり農は国づくりの本（もと）であります。世界のどんな大国も、実は、みんな立派な農業国なのであります。都市近郊農業の強みを存分に生かし、農産物にこそ当てはまる「近いが新鮮」「近いがうまい」をブランドに高め、食べる人との距離を縮めて、しっかり所沢の農を支援していかねばならないと思うのです。

これらの特長をもって本市の「農のあるまちづくり」は成るものでありましょう。

所沢市では、市街化区域の都市農業振興基本計画、市街化調整区域の農業振興地域整備計画の両輪で所沢市の農業振興を図り、もって所沢市が持続的に発展していくよう全力を尽くして取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました懇談会の委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じて御協力いただきました市民、関係団体の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

所沢市長

藤本正人

目次

第1	はじめに	1
1	都市農業の背景と経緯	1
2	計画の目的	1
3	計画の位置付け	2
第2	都市農業の現状と課題	3
1	国、県の現状と課題	3
2	所沢市の現状と課題	4
第3	所沢市における都市農業の目標	6
1	目標	6
2	基本方針	7
第4	施策体系	8
基本方針1	都市農地の保全	8
1-1	都市農地の保全	8
1-2	都市農地の有効活用の推進	10
基本方針2	都市農業の推進	11
2-1	担い手の育成・確保	11
2-2	農業団体への支援	13
2-3	生産環境の整備と技術支援	14
2-4	地産地消の推進	15
2-5	農産物のブランド化の推進	18
基本方針3	都市農業の有する多様な機能の発揮	19
3-1	良好な景観・環境の形成機能の発揮に向けた取組	19
3-2	農作業を体験することができる環境の整備等	21
3-3	子どもたちの農業への意識向上と体験機会の充実	23
3-4	防災機能の発揮に向けた取組	25
基本方針4	都市農業への理解・関心の増進	26
4-1	都市農業への理解・関心の増進	26
第5	計画の推進と見直し	27
1	計画の期間	27
2	計画の推進方法	27

第1 はじめに

1 都市農業の背景と経緯

都市における農地の位置付けは、時代の要請を背景に変遷しています。

高度経済成長期以降、都市における農地は市街化の進展とともに消えていく過渡的な存在と捉えられていました。高度経済成長による都市への人口流入が進む中、無秩序な市街地の拡大を防止しつつ宅地開発需要等に対応していくため、都市計画法の区域区分制度により都市部を中心に市街化区域が設定され、市街化区域内の農地は事前届出による宅地等への転用が認められていました。

昭和60年代になると、急激な地価上昇に伴いひっ迫する宅地需要への対応として市街化区域内の農地に宅地化の促進が求められるようになり、また、その一方で良好な生活環境を確保する上で農地保全の必要性が高まりました。このような情勢に対応するため、平成3年以降、三大都市圏特定市における市街化区域内の農地を、宅地化するもの、生産緑地地区に指定して保全するものに区分し、土地利用が図られてきました。

その後、国民の意識が多様化する中で、都市に農業や農地を残していくべきという声が高まり、また、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、防災の観点からも都市農地の役割が見直されるようになりました。

このような中、平成27年4月に都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）が施行され、平成28年5月に基本法に基づき国による都市農業振興基本計画が策定されました。

2 計画の目的

国による都市農業振興基本計画では、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換するとともに、都市農業の振興に向けた施策の方向性等が示されました。

首都圏に立地している本市は、都市農業の重要性を鑑み、都市のみどりの保全と農のあるまちづくりを通して、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続されること及び農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目的として、基本法に基づく地方計画として「所沢市都市農業振興基本計画」を策定します。

3 計画の位置付け

本計画は本市の都市農業の振興を推進するための計画として、「所沢市農業振興地域整備計画」との整合性を図るとともに、「第6次所沢市総合計画」、「所沢市産業振興ビジョン」、「所沢市都市計画マスタープラン」、「所沢しみどりの基本計画」及び「所沢市マチごとエコタウン推進計画」等の本市関連計画、並びに、国や埼玉県の農業政策との連携を図りながら計画を推進します。

本計画の対象範囲は、農業振興地域以外の地域※とします。

※市街化区域、山口地区及び吾妻地区の一部の市街化調整区域

☆「都市農業」とは

- ・基本法に規定される「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業を指し、都市農業の安定的な継続と多様な機能の発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの。
(所沢市産業振興ビジョンより)

☆「都市農地」とは

- ・基本法に規定はない。
本計画では「農業振興地域以外の地域に存する農地」とする。



本計画の対象範囲

第2 都市農業の現状と課題

1 国、県の現状と課題

市街地の拡大や相続の発生に伴い農地は小規模・分散化してきましたが、都市農業者は水質や日照・通風条件等の物理的環境の悪化に加えて、農薬散布や土ぼこり、農作業音の発生による周辺住民とのあつれき等、住宅地に隣接することに起因する課題に対応しつつ営農を続けてきました。

一方、地価の上昇により土地所有コストが増大する中で、先祖から受け継いだ農地を子孫に残していきたいという意思を持つ都市農業者の多くは、農業所得を補うため農地の一部を転用し賃貸用不動産経営を行いつつ農業経営の継続を図ってきました。

このような状況の下で、都市農業の農家戸数及び販売金額は減少の一途をたどってきたものの、現在でもそれぞれ全国の約10%弱を占め食料自給率の確保の一翼を担っています。

全国の市街化区域内の農地面積については、生産緑地法が制定された昭和49年の約27万haから平成25年の約7.7万haへと大幅に減少していますが、それでもなお市街化区域面積の約5%を占め、都市に貴重なみどりを提供しています。

埼玉県においても、市街化区域内の生産緑地地区以外の農地面積は4,296haで10年前の6,194haと比較すると1,898ha減少し、減少率が30.6%となっていますが、一方で、生産緑地地区内の農地（以下「生産緑地」という。）の面積は1,741haで10年前の1,823haからの減少率は4.5%にとどまっています。

しかしながら、三大都市圏特定市における農業就業人口のうち、70歳以上の高齢者の割合が約5割に達している等、都市部においても農村部と同様に農業従事者の高齢化や担い手不足は一層深刻となっており、農業経営の改善や営農の継続そのものが困難な状況の中で、相続等を契機とした農地の売却、転用が更に進み、農地が減少してしまうことが懸念されます。

また、今後、人口減少や高齢化の進行により一部の地域を除いて宅地需要が低下することで、空き家となってしまう物件が増加し、賃貸用不動産経営も困難になっていくことが見込まれます。

以上のことから、農地転用の需要は低下するものの、農業以外による安定的な収入の下で継続されてきた都市農業の経営基盤が不安定化することが懸念されます。

2 所沢市の現状と課題

面積

本市の市域面積は 7,211ha で、そのうち市街化区域が 2,796ha（約 39%）、市街化調整区域が 4,403ha（約 61%）となっています。

農地面積は、1,691.7ha で、そのうち農業振興地域（≡市街化調整区域）の農地面積が 1,535.2ha（90.75%）、市街化区域の農地面積は 156.5ha（9.25%）となっています。

また、市街化区域の農地面積のうち生産緑地は 83.41ha となっています。

（令和 2 年 9 月現在）

	土地面積 (a)	農地面積 (b)	農地割合 (b/a)
所沢市	7,211 ha	1,691.7 ha	23.5%
市街化区域	2,796 ha (約 39%)	156.5 ha (9.25%)	5.6%
(生産緑地)		83.41 ha	3.0%
市街化調整区域	4,403 ha (約 61%)	1,535.2 ha (90.75%)	34.8%

※区域の土地面積は「所沢都市計画図（令和 2 年 9 月現在）」より

※都市計画区域面積は 7,199ha

※農地面積は「都市計画基礎調査（平成 28 年）」に区域区分変更（平成 29 年 3 月）を反映

生産額

現在、本市では都市近郊という有利な立地条件を活かし、露地野菜・茶等を中心とした農業が行われています。

本市の農業は地理的な有利性と、意欲ある農業者やそれに続く若い農業者及びその組織する農業生産団体を中心とした取組によって、県内有数の農業粗生産額をあげています。

里芋、人参は県内第 1 位、ほうれん草、茶、ばれいしょは県内第 2 位の作付面積を誇る等、県内有数の農業生産地となっています（平成 27 年農林業センサスより）。

農業の取組

近年、消費者の環境に対する関心が高まる中、農業についても、化学合成農薬や化学肥料の低減、環境にやさしい農業の推進、落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続の推進等、環境に配慮した農業を積極的に進めています。

また、本市は農産物の一大産地でありながら同時に一大消費地でもあることから、地場産の農産物を地元で消費する「地産地消」を進めるため、地場産農産物のPRをはじめとしたさまざまな取組を行っています。

アンケート

平成30年6月に実施した市街化区域内農地所有者へのアンケートでは、農業の担い手の高齢化・後継者不足を課題と考える方が回答者の29%と最も高く、次いで「周辺住環境への配慮の必要性」「遊休農地・耕作放棄地の増加」「農家戸数の減少」「天候不順の増加」となっており、農業経営の課題と環境の問題が混在している結果となっています。

また、「都市農業の役割として重要と考えること、所沢市に期待すること」について、「担い手・後継者の育成・確保」が16%と最も高く、次いで「地産地消の推進」「貴重な緑地としての良好な景観の形成」「ヒートアイランド現象の緩和」「直売所等の販路の充実」となっており、地産地消・直売所等の農業振興と、みどりや景観等の環境への貢献の両立が求められる結果となりました。

課題

本市は現在県内有数の農業生産を誇り都市近郊農業として発展を続けていますが、時代の変化とともに近年、高齢化や担い手不足による遊休農地や耕作放棄地等の問題が顕在化してきています。

こうした状況の下で、本市では都市農業の健全な発展を図っていくために、若い農業者を中心に、天候に左右されない施設を活用した農業への取組や大消費地に近接した地理的有利性の一層の活用策等を図っていますが、今後は農業振興地域のみではなく市全体が一体となって農業の振興を進めていく必要があります。

第3 所沢市における都市農業の目標

1 目標

農のあるまち“ところざわ”を目指して

本市では、市民生活の隣に農地があり、農業体験を通じて土に親しみ、収穫の喜びを感じるとともに、農業者をはじめ地域の人々と交流し触れ合う等、人が自然に寄り添う中で真に豊かな暮らしを実現しようとする「農のあるまちづくり」を進めています。

「農のあるまちづくり」には、地域住民の農業・農産物への理解促進、地産地消の推進、みどりの保全、高齢者・障害者の参加（農福連携）、都市イメージ（ブランド）の向上、災害時避難場所の確保等の効果を期待しており、まさに、基本法、基本計画の理念に合致するものとなっています。

本市の都市農業は、基本法の理念を踏まえ、市内の象徴的な農産品のブランド化を図るとともに、体験農場、農作物収穫体験及び地域住民との交流等を通して、生産者と消費者の相互理解のもと「農のあるまち“ところざわ”」の実現を目指します。

2 基本方針

本計画の目標を実現するために、4つの基本方針とそれに基づく施策を設定し、本市の特徴を生かした、地域と調和する都市農業の振興を図っていきます。

基本方針			施策	
1	都市農地の保全	人が自然に寄り添う中で真に豊かな暮らしを実現する「農のあるまちづくり」を目指していくため、生産緑地の確保等の都市農地の保全を図ります。	1-1	都市農地の保全
			1-2	都市農地の有効活用の推進
2	都市農業の推進	都市農地の保全を実現していくため、担い手の育成・確保、地産地消の推進、農産物のブランド化の推進等の都市農業の推進を図ります。	2-1	担い手の育成・確保
			2-2	農業団体への支援
			2-3	生産環境の整備と技術支援
			2-4	地産地消の推進
			2-5	農産物のブランド化の推進
3	都市農業の有する多様な機能の発揮	都市農地の保全、都市農業の推進を行っていくことで、新鮮で安全な農産物の供給のみならず、環境の保全、農業体験・交流活動の場、災害時の防災空間等、都市農業が有する多様な機能の発揮を図ります。	3-1	良好な景観・環境の形成機能の発揮に向けた取組
			3-2	農作業を体験することができる環境の整備等
			3-3	子どもたちの農業への意識向上と体験機会の充実
			3-4	防災機能の発揮に向けた取組
4	都市農業への理解・関心の増進	都市化に伴う農業の兼業化及び混住化が進行するなかで、市民の農業に対する理解・関心が都市農業の維持・発展に不可欠であるため、都市農業に関する制度や施策、多様な機能について周知を図ります。	4-1	都市農業への理解・関心の増進

第4 施策体系

基本方針1 都市農地の保全

- 都市農地は、農地の持つ多様な機能を活かしながら潤いのある良好なまちづくりを推進する貴重な緑地空間であるため、新鮮で安全な「農産物の供給」、「農業体験・交流活動の場」、ヒートアイランド現象の緩和・景観形成・生物多様性の確保といった「国土・環境の保全」、「災害時の防災空間」等の農地の役割を踏まえ、都市農地の計画的な保全を図ります。
- 市街化区域内の農地の位置付けが、「宅地化すべき農地」から都市農業が多様な機能を発揮できる都市に「あるべきもの」へと大きく方針転換したことを踏まえ、農地が農地として適正に利用されるよう農地管理の周知を行うとともに、特に生産緑地地区内の農地については意欲ある農業者への流動化を図ります。

1-1 都市農地の保全

(1) 優良農地の保全

- ・自然環境に配慮し、地域住民の安らぎを満たす景観・緑地空間として、都市農地の保全を図ります。
- ・遊休農地や今後遊休農地となるおそれのある農地について、「農地サポート事業」を活用しながら、農地の適正な利用促進に努めます。

(2) 生産緑地の確保

- ・市街化区域の農地の位置付けが都市に「あるべきもの」へと大きく方向転換し、生産緑地制度が、面積要件の緩和、特定生産緑地制度の創設、農地の貸借等、生産緑地をより保全していくものとなったことから、制度の理解への醸成、生産緑地の確保に努めます。
- ・生産緑地の適正な維持管理への支援・指導を行います。

所沢市の取り組み

生産緑地制度

- ・ 条例により生産緑地地区指定の面積要件を 500 m²から 300 m²に変更
※一部地域は 500 m²
- ・ 指定の期限が切れる農地に対して 10 年間の指定延長が可能となる「特定生産緑地制度」が創設された。
- ・ 農家レストラン等の開設が可能となった。※用途地域の制限あり

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）による貸借

（平成 30 年 9 月制定）

- ・ 生産緑地地区内の農地について、農地法による法定更新の例外となり、契約期間の終了後に所有者に返還されるようになった。
- ・ 相続税の納税猶予を受けたまま貸借が行えるようになった。

所沢市農地サポート事業

- ・ 平成 22 年 4 月から、出し手と受け手双方の農地の貸借や売買の意向を台帳に登録しマッチングを図ることで、農地の流動化を進め農地の有効利用を促進している。

環境保全型農業直接支払交付金

- ・ 環境への負荷をできる限り低減した農業生産を推進するため、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組に加えて、地球温暖化防止又は生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。

生産緑地とは

良好な都市環境を確保するために役立つ市街化区域内の農地を計画的に保存することを目的として都市計画で定める地区です。

建築行為等の制限がかかるほか、税法上の取り扱いも変わります。

生産緑地の税制面のメリット

固定資産税、都市計画税が農地課税となります。

相続税の納税猶予制度の適用が可能となります。

生産緑地の畑を貸しても、納税猶予制度の適用が可能となります。



1 - 2 都市農地の有効活用の推進

(1) 都市農地貸借の推進

- ・平成 30 年に都市農地貸借法が制定され、相続税の納税猶予を継続したまま生産緑地の貸借が可能となったことから、耕作の用途だけでなく、観光農園、市民農園等の設置についても生産緑地の貸借を推進します。

(2) 人・農地プラン

- ・地域の話し合いにより地域ごとに農地利用の方向性を定める「人・農地プラン」について、地域の情勢により策定を検討します。

所沢市の取り組み

都市農地貸借法による貸借（再掲）

所沢市農地サポート事業（再掲）

人・農地プランの策定

- ・地域の話し合いで、地域の中心経営体となる農業者の選出や地域の農業の方向性等をまとめたプランを作成し地域で実践していくもの。
本市では、平成 24 年度から策定を進め、現在では農業振興地域内のすべての地区（11 地区）で実質化した人・農地プランを定めている。

農地の貸し借りのご相談

所沢市では、農地を貸したい方と借りたい農家、売りたい方と買いたい農家のマッチングを行っています。

農地を貸したい、売りたいという方、農地を借りたい、買いたいという農家の方は、農業委員会事務局にご相談ください。

また、生産緑地の貸し借りも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。



基本方針2 都市農業の推進

- 都市農業の維持・発展に向けて、現在営農している都市農業者やその後継者、新規就農者等、未来の農業の中心となる担い手の育成・確保を図るとともに農業団体の活動を支援します。
- 都市農業者が営農を継続できるよう、認定農業者、農業後継者、新規就農者、農地所有適格法人等に対する支援をはじめ、農業経営の近代化や環境に配慮した生産環境の整備と技術支援を行います。
- 都市農業の農産物を供給する機能を十分に発揮するとともに、都市農業に対する地域住民の理解促進に資するため、地元での農産物の消費の促進、本市ならではの農業資源や食文化を発掘・再評価し、イベントの開催等を通じて高付加価値化とブランド力の向上を図ります。

2-1 担い手の育成・確保

(1) 新規就農者の育成・確保

- ・埼玉県や農業協同組合と連携し、新規就農相談活動や農業研修制度への誘導等を実施し、新規就農者の育成・確保を図ります。

(2) 農業後継者の育成

- ・これからの本市の農業を担っていく若い人たちは、年齢層や経営の種類に合わせて組織を作っています。その中で、情報交換や新しい農業技術の研修会、消費者との交流会等を開き、効率的かつ安定的な農業経営を目指して頑張っていこうとする意欲のある農業者の育成を支援します。

(3) 定年帰農・Uターン就農の推進

- ・埼玉県や農業協同組合と連携し、定年帰農・Uターン就農を支援します。

所沢市の取り組み

新規就農円滑化推進事業

- ・農地や農機具の所有がない新規就農者の、農地の貸借、農機具の導入に対して一部補助を行う。

経営開始資金事業

- ・経営開始直後の新規就農者及び経営継承者に資金を交付し、経営の安定を支援する。

認定農業者等経営改善推進事業

- ・認定農業者及びその家族、又は認定農業者等がいる農家集団が行う農業機械の導入、施設の整備に係る費用に補助金を交付し、経営改善を支援する。

所沢農業塾（いるま野農業協同組合）

- ・定年帰農やUターン就農等を希望する正組合員とその家族の就農を支援する。

所沢の農業を担う若手農業者たち



新規就農 PR パンフレット



所沢市農業後継者協議会



所沢市4Hクラブ



新規就農者たち

2-2 農業団体への支援

(1) 農業団体の活動の支援

- ・ 農業団体が行う、各品評会や共進会等の技術の向上に繋がる活動を支援します。
- ・ 所沢市民フェスティバルと同日開催の農業祭における農産物販売等の活動を支援します。
- ・ 情報交換や新しい農業技術の研修会、消費者との交流会等の活動を支援します。

※所沢市の主な農業団体

所沢市4Hクラブ、所沢市茶業協会、所沢市農業後継者協議会、
所沢市園芸協会、所沢市畜産協会、所沢市植木生産組合



所沢市園芸協会
そ菜園芸部会



所沢市茶業協会



所沢市畜産協会



所沢市園芸協会
果樹部会



所沢市植木生産組合

2-3 生産環境の整備と技術支援

(1) 融資、補助制度活用の支援

- ・生産環境の整備を行う場合、市が独自に実施している補助事業のほか、農業近代化資金等の制度資金の活用や国・県の補助制度の活用を支援します。

(2) 技術支援

- ・都市農業においては消費者が身近にいることから、直売型の経営展開を行っている都市農業者も存在するため、栽培技術の支援を行うとともに、収益が得られる営農を継続していけるよう、必要に応じて関係機関と連携して農業経営を支援します。

所沢市の取り組み

補助事業

認定農業者等経営改善推進事業（再掲）

融資制度

- ・金融機関が無利子又は低金利で融資する農業制度資金として、「農業近代化資金」、「農業改良資金」、「農業経営基盤強化資金」及び「青年等就農資金」等がある。

所沢の農産物 その1

里芋（さといも）

県内第1位の作付面積、収穫量を誇り、上品な風味で、質、味ともに良いことで有名で、

『黒いダイヤ』とも呼ばれています。

主に「土垂（どだれ）」と「蓮葉（はすば）」という種類が作られており、雨が降らないときは井戸水で灌水する等丁寧に育てます。

ねっとり感があって舌触りの良い所沢産の里芋をぜひご賞味ください。



2-4 地産地消の推進

(1) 普及宣传活动

- ・ イベントの開催、情報紙の発行等の普及活動を通じて、積極的な周知を行います。



(2) 直売所の充実

- ・ 都市農業における直売所の設置は、その立地条件から市民と共存できる施策の一つです。地産地消施策の一環として直売所の活用を推進するとともに、安心・安全な農産物の供給を目指します。



(3) 販路拡大

- ・ 食品事業者、飲食店等と連携し、地場産農産物の新たな販路拡大を支援します。



所沢市の取り組み

オリジナルデザイン・所沢野菜シールの作成

- ・地場産であることをPRする農産物貼付用のシールを作成。



里芋・狭山茶消費拡大推進事業

- ・婚姻届を提出した方へのお祝いとして、地場産農産物と引き換えられる引換券を交付。



農業情報紙「とことこだより」

「農委だよりとところざわ」

- ・市内の農業に関する情報の発信を目的とした農業情報紙を、それぞれ年2回発行している。



狭山茶のいれ方教室

- ・市内の中学校の生徒を対象にしたおいしい狭山茶のいれ方教室を開催。



のぼり旗

- ・直売所に掲げるのぼり旗を作成し、配布している。



所沢市農産物直売所ガイドマップ

- ・地場産農産物の地域内消費がより一層進むよう、市内各所にある農産物直売所を案内するガイドマップを作成、配布している。(147件、うち市街化区域50件)

狭山茶パック飲料の学校給食への導入

- ・特産品の一つである狭山茶のパック飲料を学校給食に導入している。



農産物直売イベント「とことこ市」（とことこ市実行委員会）

- ・地場産農産物をより多くの人に知ってもらうため、毎月第2火曜日に市役所別館前広場、毎月第4火曜日に元町コミュニティ広場にて「採れたて！農産物直売『とことこ市』」を開催している。

所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO（よっとこ）」の整備

- ・COOL JAPAN FOREST構想における周辺環境整備の一環として、「ところざわサクラタウン」に隣接して令和3年に所沢市観光情報・物産館「YOT-TOKO（よっとこ）」を整備する。

農業協同組合の直売所（いるま野農業協同組合）

- ・所沢西農産物直売所（小手指）、松井農産物直売所で、地場産を中心とした新鮮な野菜・花等を取り揃えた直売所を開設している。

ところ産食プロジェクト（とこプロ事務局）

- ・地元の農家、飲食店主導のもと、地産地消により地域社会に貢献することを目的に、所沢の生産者と飲食店をつなぐプロジェクトを実施している。

所沢の農産物 その2

狭山茶（さやまちゃ）

所沢は県内第2位の狭山茶の産地です。
適度な寒さにあたるため葉が厚くなり、甘味、渋みのバランスが良く、味が甘く濃厚で栄養も豊富で美味しいと評判です。

「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめ指す」と謳われるほど全国的に有名な特産品です。

「自園・自製・自販」という独自のスタイルで、地産地消の先駆けとも言えます。

製造方法や気候、いれ方によって味が変わる狭山茶を、自分好みの茶葉、いれ方でぜひご堪能ください。



2-5 農産物のブランド化の推進

(1) 6次産業化の推進

- ・新商品の開発等により農産物に新たな付加価値を生み出す取組を推進します。



(2) 農商工の連携

- ・農商工が連携してそれぞれの特性を生かしたイベント等を開催し、地場産農産物のブランド化、所沢ブランド特産品の認定、地域内外へのPRを推進します。



所沢市の取り組み

6次産業化の取組

- ・ノーザンルビーという赤いじゃがいもを使ったピンクポテトチップス、狭山茶を使った各種スイーツ、ブルーベリー等の無農薬果実を使ったジャム、牛肉を使ったビーフカレー等、農業者が主体となり、自ら生産した農産物を活用した新商品を開発する取組を行っている。

所沢ブランド特産品

- ・「COOL JAPAN FOREST 構想」の中心施設「ところざわサクラタウン」の完成等の好機を見据え、インバウンドを含めた観光客等に広く販売できるよう、所沢を象徴するような魅力ある特産品の創出を支援している。

オリジナルデザイン・所沢野菜シールの作成 (再掲)

ところ産食プロジェクト (再掲)

基本方針3 都市農業の有する多様な機能の発揮

- 新鮮で安全な農産物の供給、環境の保全、農業体験・交流活動の場、災害時の防災空間等、都市農業が有する多様な機能の発揮を図るとともに、都市に農業が存在することの意義への理解促進を図ります。
- 都市農業の理解を深めるためには、農業者と近隣住民との交流が必要不可欠です。市民農園や農作業体験、イベントの開催等により、交流できる環境の整備を図ります。
- 子どもたちは、草花や野菜等の農産物の生育過程に触れる機会が少なくなっています。未来を担う子どもたちが農作業体験を通じて、農や食について学ぶことができるよう、学校教育における農作業体験の充実を図ります。

3-1 良好な景観・環境の形成機能の発揮に向けた取組

(1) 環境の保全

- ・都市農地が有する、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、地下水のかん養、生物多様性の確保等の環境形成機能を発揮するため、継続的に耕作できるよう支援します。

(2) 心安らぐ緑地空間の確保

- ・みどりで潤う安らぎの空間の確保を図ります。

(3) 環境保全型農業への取組

- ・減農薬・減化学肥料による環境にやさしい農業の振興と産地育成、地域内の有機性未利用資源（落ち葉・剪定枝・食物残さ等の堆肥化）を活用した循環型農業、有機農業の取組等、環境に配慮した農業への関心を高めます。



所沢市の取り組み

環境保全型農業直接支払交付金（再掲）

里山保全地域の指定

- ・みどりを保全するとともに質を高め将来に継承していくための制度で、平成 30 年 6 月に指定した上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域では、水田約 70 a も含まれている。

所沢市環境にやさしい農業推進事業

- ・化学合成農薬やプラスチック系農業資材の使用量削減を図り、環境負荷を軽減するため、フェロモントラップ、緑肥、生分解性マルチフィルム等の導入費用に対する補助金を交付し、環境にやさしい農業を推進している。



3-2 農作業を体験することができる環境の整備等

(1) 農作業体験、交流の場の創出

- ・市内の象徴的な農産品のブランド化を図るとともに、体験農場、市民農園、農作物収穫体験や地域住民との交流等を通して、生産者と消費者の相互理解を図り「農のあるまちづくり」を目指します。

(2) 市民と農家が連携できる場の提供

- ・ボランティア等の積極的に農業のお手伝いをしたい人が活動できる場、市民と農家が連携できる場の増加を目指します。

(3) 農福連携の推進

- ・農家の減少や農業従事者の高齢化等が進む農業分野と、元気な高齢者や障害者の活動の場の確保を求める福祉分野が連携し、双方の課題解決と利益となるような取組を推進します。



所沢市の取り組み

市民農園

- ・現在、特定農地貸付法に基づく市民農園は市内14か所(市営の体験農場9か所含む。)で開設している。

市が開設する体験農場は9か所

(市街化区域7か所、市街化調整区域2か所)

民間が設営する市民農園は5か所

(市街化区域2か所、市街化調整区域3か所)

農業サポーター

- ・農業に興味や関心のある市民が、農業サポーターとして労働力が不足している農家で農業生産を手伝い、農業を体験する。

その他の取組

- ・親子で参加する収穫体験イベントや所沢野菜の販売会等、様々な形で市民とふれあう農業、地域に根ざした農業が行われている。



3-3 子どもたちの農業への意識向上と体験機会の充実

(1) 食育活動の推進

- ・学校給食に地場産農産物を積極的に利用し、子どもたちの農や食への関心を高める取組を推進します。

(2) 学校教育との連携の推進

- ・児童生徒が農業体験を通じて自然とふれあい、農業の素晴らしさ大切さを知り理解を深めるため、学校教育における農業体験の取組を推進します。

(3) 官学連携の推進

- ・本市と基本協定を締結している東京農工大学は、本市を研究フィールドとして活用しつつ、農業委員会や各種審議会等への協力、市民大学や講習会へ講師を派遣する等、本市との連携を図っています。今後は、これまで培ってきた知的資源を投入し、環境に配慮したまちづくりを推進し、農地・緑地と共生した豊かな農的空間の形成等にさらに貢献できるよう推進します。

所沢市の取り組み

学校給食

- ・子どもたちに地場産農産物を知ってもらうことを目的に、郷土色の豊かな献立を取り入れている。



みどりの学校ファーム（所沢市みどりの学校ファーム推進協議会）

- ・市、教育委員会、農業団体の代表で組織される「所沢市みどりの学校ファーム推進協議会」により、児童生徒が畑にふれあい、栽培を行うことで、農や食に関する関心を高める取組を実施している。
現在、市内の全小・中学校にて実施。



大学、専門学校との連携協定による都市農業の振興

・東京農工大学と基本協定を締結

(平成 25 年 7 月)

大学の持つ知的資源等を本市の農業振興に活かす取組を実施している。



・秋草学園短期大学と基本協定を締結

(平成 29 年 7 月)

所沢農産物応援隊を結成して所沢農産物の魅力を様々なイベントを通じて発信することで、広く消費者にPRしている。



・西武学園医学技術専門学校と基本協定を締結

(平成 26 年 8 月)

所沢農産物親子料理コンテスト審査員、地産地消イベントへの参加等を経て、現在、地産地消レシピの考案を実施している。



所沢の農産物 その3

にんじん

所沢は県内第1位の作付面積です。

初夏や、秋から冬にかけて収穫される所沢のにんじんは、色合いや香りが良いのが特徴です。



ぶどう

観光ぶどう園（ぶどう狩り）がほとんどで市場出荷はしていませんが、8～9月には観光客で賑わいます。

巨峰や紅伊豆、ヒムロットのほか、シャインマスカット等の人気がある新品種を積極的に導入しています。



その他

所沢ではほうれん草、小松菜、かぶ、枝豆など、たくさんの地場産農産物を生産しています。

新鮮で美味しい所沢の農産物を、ぜひ食卓に。



3-4 防災機能の発揮に向けた取組

(1) 防災協力農地の推進

- ・災害発生時の火災延焼防止や避難場所として利用するため、防災空間としての機能を適切に発揮できるように、地域防災計画への位置付け等を検討します。

参考：避難施設の種類

いっとき

一時避難集合場所：公園や広場、駐車場、空き地等

同じ地域の住民同士が指定避難場所に避難するために一時的に集合する場所

指定避難場所：小・中・高等学校や大学のグラウンド、一部の公園等

切迫した危機回避住民の一時集合、待機場所

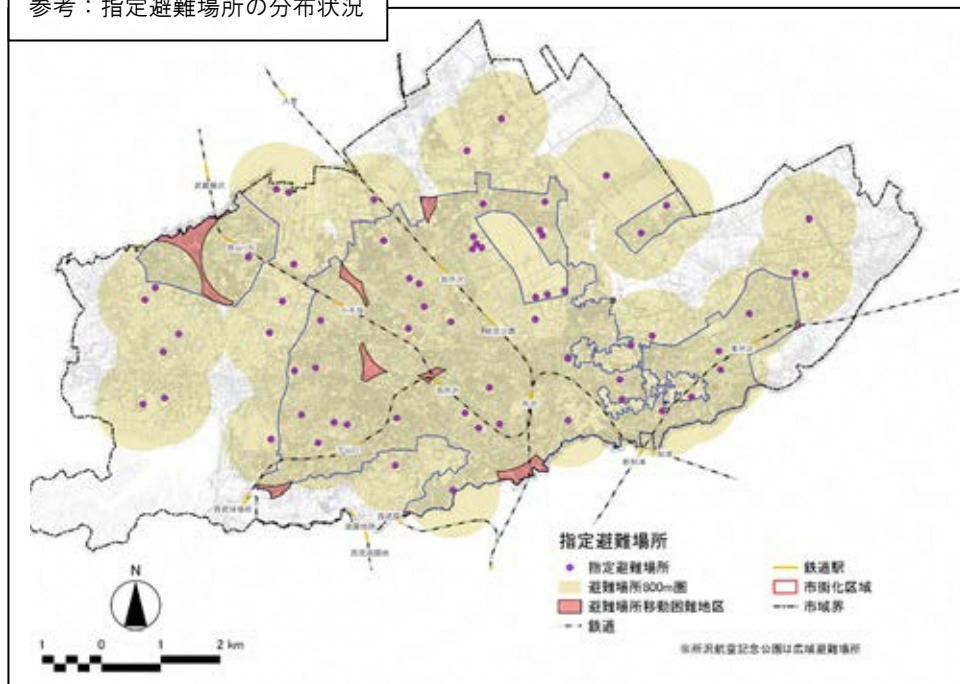
広域避難場所：所沢航空記念公園

指定避難場所のうち、火災の延焼による危険性の高い密集市街地の住民を対象に大規模火災を避けるためのもの

指定避難所：市民体育館や小・中・高等学校・大学の体育館

避難してきた住民等を一時的に受け入れる建物

参考：指定避難場所の分布状況



出典：所沢市街づくり基本方針の改定に向けた基礎調査

基本方針 4 都市農業への理解・関心の増進

○都市化に伴う農業の兼業化及び混住化が進行するなかで、市民の農業に対する理解・関心は都市農業の維持・発展に不可欠であるため、都市農業に関する制度や施策、多様な機能について周知を図ります。

4-1 都市農業への理解・関心の増進

(1) 都市農業への理解の醸成及び啓発のための広報活動

- ・都市農業や都市農地の効果や重要性について、広報、ホームページ、ほつとメール等を通じて周知を図ります。

(2) 都市農業者と都市住民との交流促進

- ・とことこ市の周知や、各直売所の情報案内パンフレットである「所沢市農産物直売所ガイドマップ」を配布し、直売による交流機会の増加を図ります。

(3) 市民の理解促進

- ・各種イベント等の開催・支援、農業情報紙「とことこだより」、「農委だより」ところざわ」の発行等の様々なPR活動を通じて、都市農業への理解促進を図ります。



所沢市の取り組み

所沢市農産物直売所ガイドマップ（再掲）

農産物直売イベント「とことこ市」（再掲）

農業情報紙「とことこだより」「農委だよりとことこざわ」（再掲）

オリジナルデザイン・所沢野菜シールの作成（再掲）

のぼり旗（再掲）

第5 計画の推進と見直し

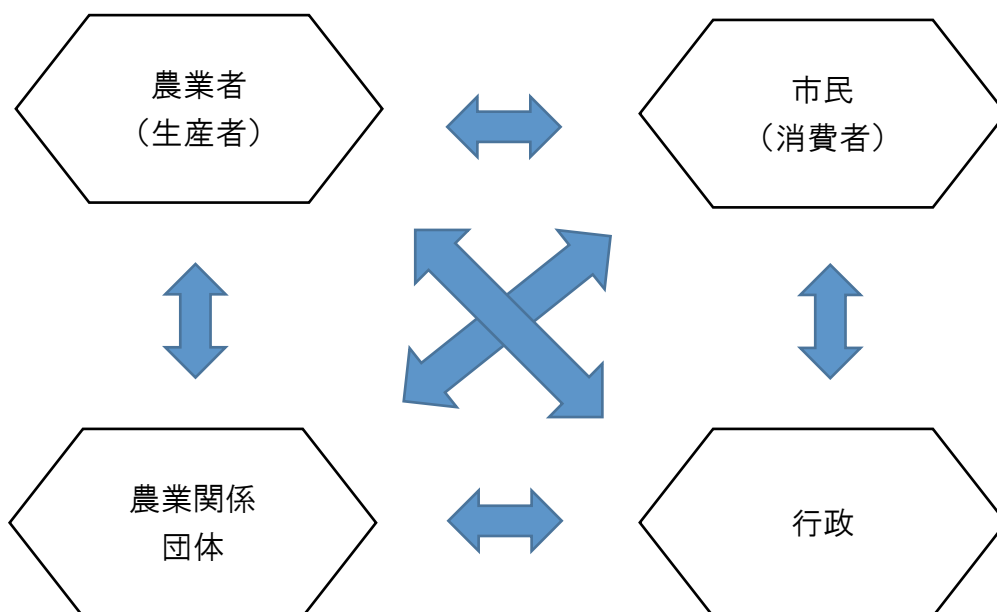
1 計画の期間

基本法では、計画期間の定めはありませんが、一定期間経過した場合には効果の検証等計画の進捗状況を踏まえ、国や埼玉県との計画との調整を図りながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 計画の推進方法

本計画の実現にあたっては、農業者（生産者）、市民（消費者）、農業関係団体、行政が相互に連携することが重要です。

市は、各主体間の連携を図りながら計画の周知と施策の推進を図ることで計画の実現に取り組んでいきます。



所沢市都市農業振興基本計画

令和3(2021)年3月発行

発行 所沢市

企画・編集 産業経済部 農業振興課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9158

FAX 04-2998-9162

E-mail a9158@city.tokorozawa.lg.jp